

「川崎駅周辺総合整備計画改定素案（骨子）」

1. 改定の主旨

本市は、平成 18 年 4 月に「川崎駅周辺総合整備計画」を策定し、川崎駅周辺地区の目指すべきまちづくりの方向性を示す基本方針等に基づき、川崎駅東口駅前広場の再編整備をはじめ、堀川町地区における民間活力を活かした土地利用の誘導、景観計画特定地区の指定など、段階的にまちづくりを進めてきました。

計画策定から約 10 年が経過し、少子高齢化がさらに進展するとともに、東日本大震災の教訓をふまえた災害対策や、身近な地域が連携したまちづくりへの対応などが求められています。

また、羽田空港の国際化や臨海部における先端産業・研究開発の集積といったポテンシャルの向上、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、国家戦略特区の指定など、川崎駅周辺を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした状況の変化を踏まえ、これまでの取組の成果を活かしつつ、新たな課題等に対応したまちづくりを推進するため、平成 27 年度末に整備計画改定を予定しています。

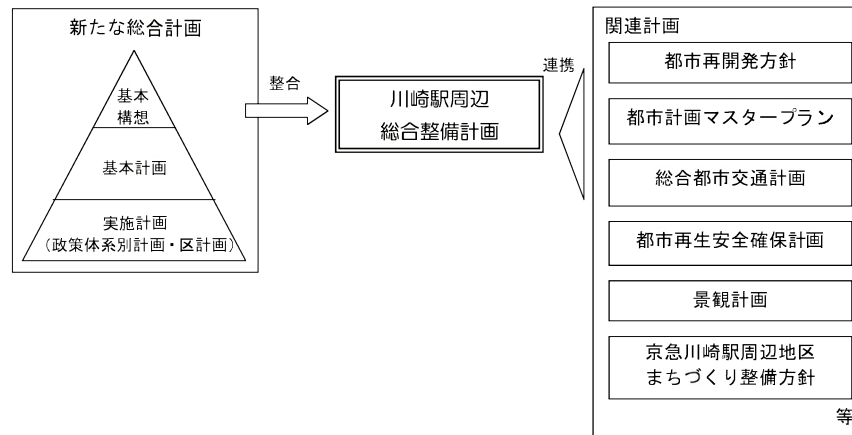
現在、川崎駅周辺総合整備計画改定委員会で、学識者や市民代表等から御意見を頂きながら検討を進めており、このたび、今後のまちづくりの方向性を「川崎駅周辺総合整備計画改定素案（骨子）」として取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

今後、市民の皆様からの御意見を踏まえ、「新たな総合計画」策定作業と調整を図りながら、具体的な事業に関する検討・調整を行った上で「整備計画案」をとりまとめ、さらに、検討・調整を重ね、計画を改定いたします。



2. 川崎駅周辺総合整備計画の位置付け

現在策定を進めている「新たな総合計画」と整合を図り、都市計画マスタープラン等の関連計画とも連携した計画として位置付けます。



3. 改定スケジュール

	平成 27 年度									平成 28 年度	
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
新たな総合計画	新たな総合計画素案	パブコメ			基本構想案 基本計画案	パブコメ		実施計画案		新たな総合計画策定	総合計画に基づく取組推進
川崎駅周辺総合整備計画		整備計画素案（骨子）			整備計画案	具体的な事業に関する検討・調整			整備計画改定	整備計画に基づく取組推進	

4. 改定に向けた基本的な考え方

■ 現行の総合整備計画における主な成果

- ・ 大規模商業施設開業等の民間開発の誘導
- ・ 西口第1駅前広場の整備、東口駅前広場の再編整備
- ・ 東西自由通路、駅前広場、地下街等でのバリアフリー化
- ・ 駐輪場整備等自転車対策の推進
- ・ 景観に配慮した街並み誘導による駅前の印象向上 等



■ 社会動向からの課題

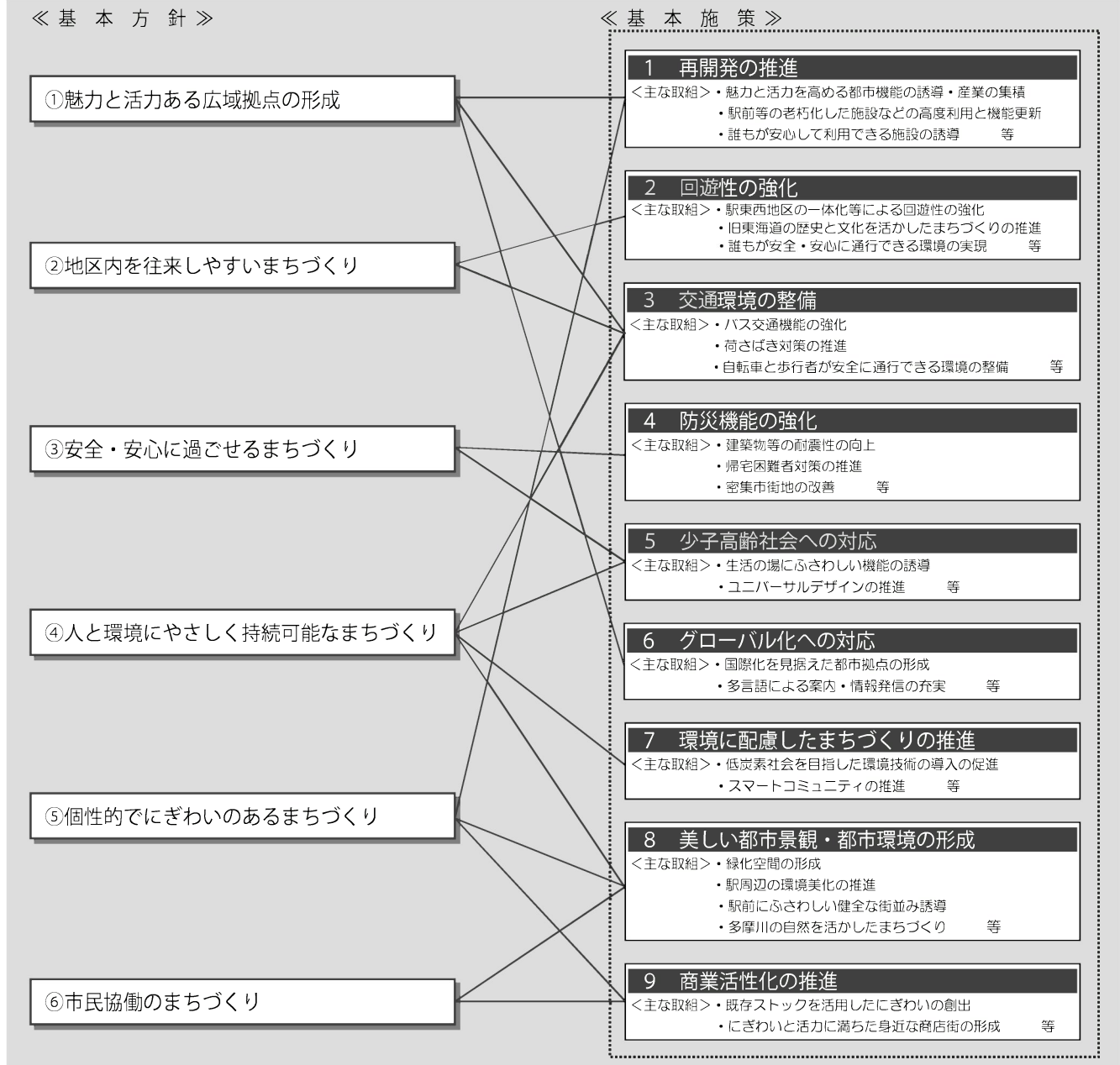
- ・ 少子高齢化の更なる進展
- ・ 災害対策や環境問題への対応
- ・ 産業経済を取り巻く環境変化
- ・ 持続可能なまちづくり

■ 市民の声 (H25.3 川崎駅周辺地域の事業評価アンケート調査)

- ・ 商業・サービス等の機能の充実
- ・ 少子・高齢化に対応した機能の充実
- ・ 自転車の通行安全性の向上、車の混雑改善、交通機能充実
- ・ 災害対策の充実
- ・ まちの風紀改善やボイ捨て対策の強化
- ・ 「緑の豊かさ」「地球環境への配慮」が実感できるまち

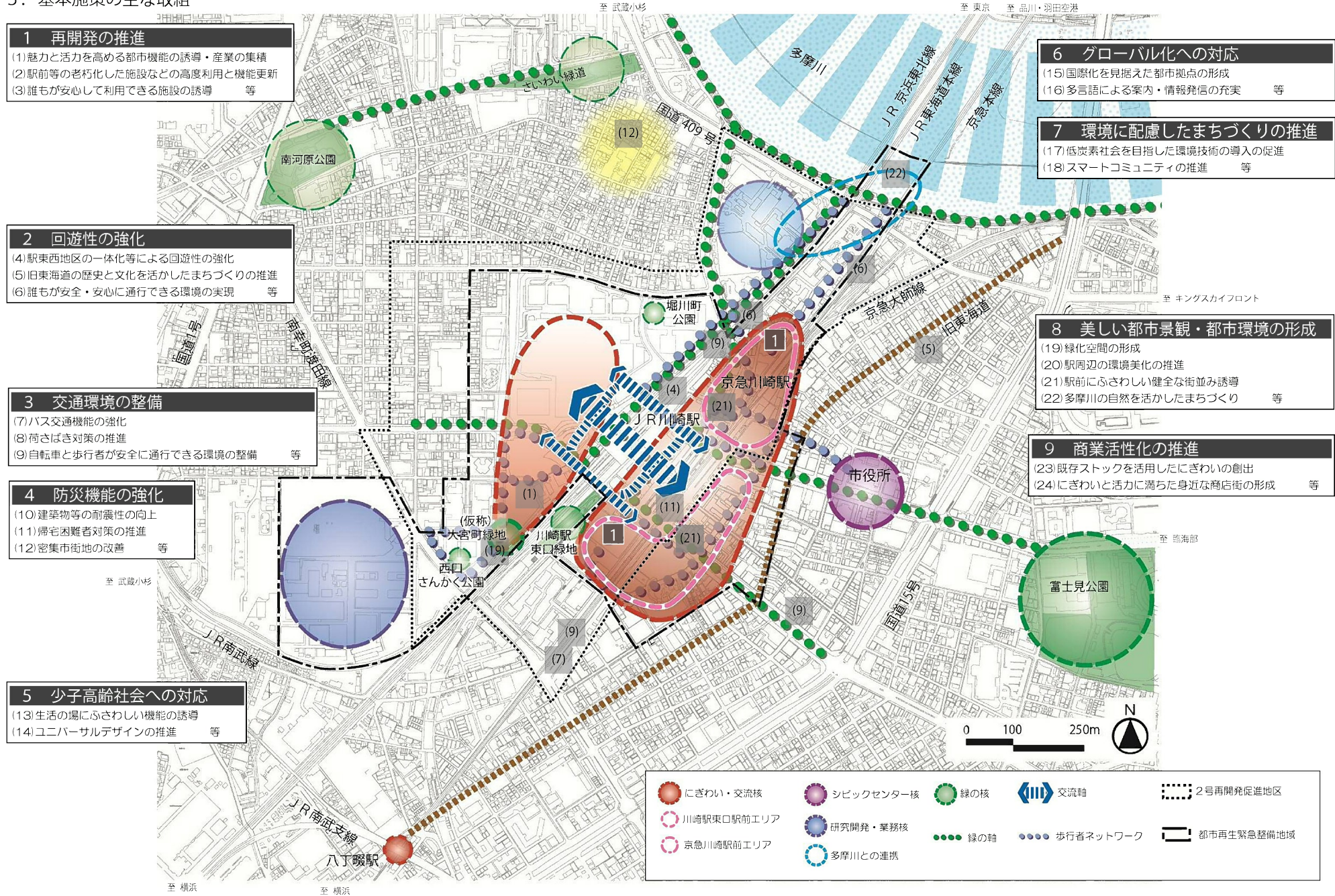
■ まちづくりに活用すべき機会・環境

- ・ 羽田空港のさらなる国際化
- ・ 2020年オリンピック・パラリンピックの開催
- ・ 国家戦略特別区域の指定



「川崎駅周辺総合整備計画改定素案（骨子）」

5. 基本施策の主な取組



「川崎駅周辺総合整備計画改定素案（骨子）」に係る意見の募集について

「川崎駅周辺総合整備計画」について、平成27年度末の改定に向けて、現在、検討を進めています。

このたび、今後のまちづくりの基本的な方向性を「川崎駅周辺総合整備計画改定素案（骨子）」として取りまとめましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）まで ※消印有効

2 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市役所 まちづくり局 市街地開発部 市街地整備推進課
- (2) 各区役所市政資料コーナー

※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

3 意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、次の方法により、「まちづくり局 市街地開発部 市街地整備推進課」に提出してください。

※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」もご活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所 まちづくり局 市街地開発部 市街地整備推進課 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地（明治安田生命ビル8階）
- (3) F A X 044-200-3967
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※留意事項

- ①意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- ②お寄せいただいたご意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市のホームページ等で公表します。
- ③電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④意見を提出できる方は、市内に在住、在勤、在学の方、または、この案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。（個人、団体を問いません）

4 問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 市街地開発部 市街地整備推進課
電話044-200-2743